

令和6年度第二回措置等報告評価検討会の開催について

- 令和7年1月31日に令和6年度第二回措置等報告評価検討会を開催し、令和6年8月30日に開催した第一回措置等報告評価検討会において同検討会委員からお示し頂いた主な御意見について、矯正局において検討した結果を下表のとおり報告しました。

【措置等報告評価検討会委員からお示し頂いた主な御意見に係る検討結果】

	検討会委員からお示し頂いた主な御意見	検討結果
1	呼称変更を始めとする組織風土の変革については、職員及び被収容者の納得感を得つつ、職員と被収容者との関係性が馴れ合いになっているとの誤解を生じないように、適切な距離感は保った上で、着実にこれを推進すること。また、その過程において、適切に記録・検証を行うこと。	これまでの組織風土は、長年の実務を通じて固定化されたものであるため、短期的な導入状況を見るのではなく、必要な記録・検証を進めながら、個々の職員まで趣旨が浸透し、新しい組織文化として定着するまで、繰り返し組織的な働きかけやフォローアップが必要である。
2	職員の言動に関する意見が多く認められるところ、改善更生や社会復帰支援に従事する外部有識者の知見も借りて、人権研修等の充実を図ること。	矯正施設に勤務する職員には、人権に配慮した言葉遣いや立ち振る舞いが求められることを踏まえ、例えば、改善更生や社会復帰支援に従事する外部の知見を得ながら、どのような思いで対象者に向き合い、働き掛けを行っていくべきかという視点に立ち、人権に配慮した言動を行うことについて理解を深められるよう、令和7年度から初等科・中等科の研修カリキュラムに取り入れる。
3	物価高騰を踏まえ、食事の給与や冷暖房設備の使用、光熱水料等について必要な予算を確保するよう努めること。	令和7年度予算案（令和6年12月27日閣議決定）において、物価高騰影響分の予算が計上された。 引き続き、物価の動向を踏まえ、必要な予算の確保に努める。

4	<p>視察委員会制度の充実を図るため、視察委員会に対して意見・提案書を提出しやすくすることや、矯正局・矯正施設と視察委員会との情報共有の促進について配慮すること。また、遠方に支所を有する視察委員会の負担軽減策を検討すること。</p>	<p>意見・提案書について、様式を柔軟に変更できるようにする。</p> <p>視察委員長連絡協議会を活用し、矯正局・矯正管区・矯正施設と視察委員会との情報共有を図る。</p> <p>視察委員会の負担軽減に向け、実情を把握した上で、引き続き対応を検討する。</p>
5	<p>自弁物品の範囲や価格、入浴回数、食事の内容及び給与時間帯等について、社会一般と大きくかい離することのないよう、改善できる点はないか検討すること。</p>	<p>【自弁物品の範囲や価格】 自弁物品の拡充について、現在検討を行っている。 物品販売等の運営事業については、令和7年度で事業期間が終了する予定であり、次期事業の公募に向け、頂いた御意見も踏まえ検討を進めている。</p> <p>【入浴回数】 入浴回数の増加について、予算上及び職員配置上の支障の有無を踏まえて、引き続き検討する。</p> <p>【食事の内容】 物価高騰の中においても、必要な栄養を適切に給与するだけではなく、メニューについて被収容者に対する嗜好調査（アンケート）を実施するなど、日々工夫を重ねている。 米麦比を変更し全白米にした場合に摂取量が減少する栄養量を副食で摂取する必要があることを踏まえると、厳しい財政事情の中で被収容者に必要な栄養量を給与する観点から、麦を主食の中で給与することは有効と考えており、現時点において変更は行わない。</p> <p>【食事の給与時間帯】 少年施設における食事の給与時間について、可能な限り改善するよう各施設に連絡した。</p>

6	<p>矯正医療を魅力ある職場とすることにより、准看護師の積極的な養成に努めるとともに、専門医の充足、電子カルテの導入などにより、医療体制の充実を図ること。</p>	<p>【専門医等の医師充足に向けた取組状況】 「矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成27年法律第62号）」の施行や、医学部生・研修医向けの広報イベントへの参加、大学医学部生に対する矯正医療の講義等の積極的な広報活動を継続していること等により、近年の矯正医官の充足状況は80%台後半で推移しているところ、専門医等の充足のためにも、引き続き同取組を行っていく。</p> <p>【医療情報システムの導入】 令和6年度補正予算において、岡崎医療刑務所に医療情報システムの整備に必要な経費が措置されたことにより、全ての医療専門施設及び医療重点施設に整備されることとなった。今後も矯正医療の充実強化のため、医療情報システムを順次整備していく。</p> <p>【積極的な准看護師養成】 ・オープンキャンパスの実施 受講内容のイメージを明確化することなどを目的として、東日本矯正医療センター准看護師養成所においてオープンキャンパスを実施した。 ・准看護師育成体制の強化 准看護師資格取得の翌年に実施している実務修習について、資格取得後の勤務を見据えた実務修習内容の更なる充実を図る予定である。</p>
7	<p>拘禁刑の施行を見据え、被収容者の特性に応じた個別処遇を充実させるとともに、規律面等の指導においても、その者の理解力等に応じて対応すること。また、作業報奨金の在り方についても検討すること。</p>	<p>拘禁刑に合わせて受刑者の特性等に応じた基本的な処遇類型である矯正処遇課程を新設し、個々の受刑者の必要性に応じてこれらを指定することで、特性等に応じた処遇を効果的・効率的に実現することとしている。 令和5年10月から、知的能力の制約、認知機能の低下</p>

		<p>又は発達上の課題を有しているなど、特性等に配慮した処遇を行う必要性が高い受刑者に対して、専門性を有する多職種の職員によるチーム処遇の実施により、対象者に寄り添った対応が可能となっている。</p> <p>拘禁刑が創設されることにより刑務作業の時間が減る場合があることも踏まえ、作業報奨金の支給水準について引き続き検討していく。</p>
8	<p>昨今の教育教材については、紙媒体によるものから映像媒体等を活用したものに切り替わりつつあることも踏まえつつ、公費の通信教育の充実を図るとともに、私費の通信教育もできる限り許可すること。</p>	<p>刑事施設及び少年院における通信教育については、映像媒体によるものである場合、必要に応じてDVDプレイヤー等の貸与を行っており、引き続き、適切に運用する。</p> <p>私費の通信教育については、施設の管理運営上の支障等が認められない場合は、原則として許可することを指示する予定である。</p>
9	<p>本年10月から郵便料金に変更されることも踏まえ、外部交通の機会が減少することのないよう配慮すること。</p>	<p>被収容者の外部交通について、引き続き、適切な運用に努める。</p>
10	<p>性的マイノリティーの被収容者について、個別事情に応じて適切な処遇を行うこと。</p>	<p>性同一性障害等を有する被収容者に対する処遇については、現在においても、その人権を尊重するとともに、しゅう恥心等に配慮する観点から、医療上及び処遇上必要な配慮を実施していることから、引き続き適切な処遇に努める。</p>
11	<p>少年院在院者に対するネットリテラシー教育や性教育を充実させること。</p>	<p>ネットリテラシー教育については、特定生活指導の周辺プログラムにおいて、ソーシャルメディアの適切な活用方法を理解させるためのメディアリテラシー指導等を実施している。</p> <p>性教育については、全在院者を対象として指導の充実に向けた取組を進めている。</p>

12	<p>被収容者の視察委員会に対する意見提案書の投かん等に係る心理的障壁を下げるため、アンケートの実施等、各施設が工夫をこらしている点は、他施設においても参考とすべきである。</p>	<p>令和6年度から、矯正管区ごとに、管内の視察委員長等が一堂に会する「視察委員長連絡協議会」を開催し、意見交換や情報交換（各施設における工夫等の共有）を行った。</p>
13	<p>横浜少年鑑別所において実施している、女子の被収容少年の衛生面に配慮した物品の給与及び使用方法等のきめ細やかな説明については、他施設においても参考となる良好な取組といえる。</p>	<p>本取組について、全国の少年院・少年鑑別所の担当者が参集する会議において周知した。 刑事施設においても、引き続き必要な検討を行う。</p>